

CSR 思想の形成と拡大

大田博樹

1. はじめに

近年、社会的責任 (Corporate Social Responsibility : CSR) が関心を集め、多くの企業で経営上の重要項目の一つとして捉えられている。今日のCSR活動には、特定の領域はなく環境対策や従業員の雇用の創出、NPOとの協働など多岐に渡っている。日本では、公害問題や80年代以降のメセナやフィランソロピー活動が中心となっていたが、グローバル化の進展や環境問題の深刻化に伴い、幅広いCSR概念が議論されるようになってきた。日本経団連も2004年の「企業行動憲章」の中でCSRについて言及し、経済同友会も15回企業白書の中で「市場の進化と社会的責任経営」についてコメントを出している。

最近では、CSRに対する関心が高まっていることを背景に、日本でも多くの企業が様々な活動を行なっている。具体的な活動内容について優劣を付けることは難しいが、必ずしも効果的あるいは効率的な活動ばかりではないという問題もある。このような活動内容に関する課題が発生してしまう原因の一つには、企業の目的と社会的責任に関する本質的な議論が行われないうままにCSR活動が行われてきた点が指摘されている。つまり、会社の目的や役割から議論を始めない限り、「社会的責任」の本質については明らかにすることは難しいのである(岩井、2005)。

本稿では、上記のような問題意識のもとCSRの意義を再検討するとともに企業の社会的責任の本質を明らかにすることを目的としている。

2. CSRの本質と拡大

1) CSRの本質

「社会的責任」という言葉は、以前から頻繁に議論されてきたが、具体的な内容については時代や地域によってとらえ方が異なっている。たとえば、

日本経済団体連合会は『企業の社会的責任(CSR)推進にあたっての基本的考え方』の中でCSRの定義について、「企業活動において経済、環境、社会の側面を総合的に捉え、競争力の源泉とし、企業価値の向上につなげること」としている。国際規格として有名なISO26000では、規格そのものを社会的責任の手引きと定義し「社会的責任に取り組み、実践するとき、組織にとって最も重要な目標は、持続可能な発展への貢献を最大化することである」としている。また、国連のグローバル・コンパクト¹では、「企業に集団行動を通じて責任ある企業市民として向上することを求め、それによってグローバル化の挑戦に対する解決策の一環を担うことができる」としている。

これらの組織が提唱しているCSR概念について共通点を抽出すると、各種の利害関係者を意識し、利益以外の側面も同時に両立させながら事業活動を通じて持続可能な社会作りに貢献していくという一つの方向性が見えてくる(内田、2009)。それは、コンプライアンスだけでは十分ではなく、それ以上の領域も考慮することを意味している。

このようなCSRの概念は、最近になって生まれたものではなく、日本では古くは武士道や近江商人などの日本古来の精神として知られていた(日本取締役協会、2008)。特に、石田梅岩の石門心学の教えは、日本古来の倫理観の原点としてCSRを議論する際に取りあげられる事が少なくない。その他、近江商人の「三方よし」など日本人の倫理観として武士道や商人の精神は、現代の「六方よし」などに引き継がれている。1980年代になると、日本企業はバブル経済により業績を伸ばし、活動の範囲を世界へと広げた。そして、当時アメリカなどの先進企業が積極的に取り組んでいたフィランソロピーと呼ばれる芸術や文化、学術福祉、環境保護などに取り組む社会貢献活動に影響を受け、日本企業もフィランソロピーに取り組んでいくことになる(水尾、2000)。

このフィランソロピーは社会貢献活動として捉えられているが、現在のCSRと呼ばれる社会貢献活動とは性質が異なっている(内田、2009)。フィラ

1 グローバル・コンパクトは、企業がCSR経営を行なうことによって、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みを作る取り組みで、人権の保護や不当な労働の排除、環境への対応、などCSRの基本原則10項目から構成されている。

ンソロピーは、人道的な立場から無償の行為として行われるチャリティー的な要素が強く、企業が社会の抱える問題に直接関与している訳ではないのである。フィランソロピーは、企業が間接的に関わるもので、欧州では利益処分の一環に過ぎないとみなされる。また、メセナも同様で、企業は文化活動等の活動者に一方的に資金が提供されるものである。この点が現在のCSRとは大きく異なっている。

今日のCSRは事業活動を通じて、持続可能な社会作りに貢献していくものなので、CSRの内容は事業活動と何らかの関係を持っている。たとえば、ある企業が大気を浄化する装置を所有していて、その装置を開発途上国に無償提供するのがフィランソロピーだとすると、CSRはさらに高性能な浄化装置を開発して地域に貢献する活動であると考えることができる。この点について、ドラッカーは企業の本質と目的は、経営的な業績や組織の構造そのものではなく、企業と社会との関係にあり、まず事業体としての機能を果たしつつ、社会の信条と約束の実現に貢献し、そして、社会の安定と存続に寄与することが重要であると指摘している²。さらに、企業は「自らの利益の追求が、自動的に社会的責任の遂行を意味するよう経営しなければならない」(ドラッカー、2008)と利潤の追求と社会的責任の両立が重要だとしている。つまり、企業は売名行為の一環として寄付的行為を行なうのではなく、利益を確保しつつ良い製品の製造や低価格化などを進めて利害関係者に貢献することが必要となっているのである。

その結果、企業は事業活動を通じて利害関係者との信頼関係を高めていく事が可能となるだけでなく、企業は自らの利益を社会の利益と共有するようになり、このようなCSRを意識した企業経営を行うことで、安定した健全な社会の構築を促進させ、結果的に、健全な社会が企業の成長を助けるという形で循環することが期待できるのである。

すなわち、企業にとってのCSRへの取り組みのインセンティブは、競争力の強化やイメージアップ、各種利害関係者との良好な関係構築、SRIを利用

2 ドラッカーは、連邦破産法が企業の存続を株主の権利よりも重視していることを例に挙げ、既に我々が法的にも政治的にも企業を単なる株主の財産権の集積であるとの考え方を放棄していることをあげ、企業の社会的責任が必然となっていることを指摘している。

した資金対策に加えて、環境対策など事前の対策により、事故や訴訟などを減少させるだけではなく、実際に事故が起きてしまった際の支出も大幅に減らす事も可能となるという効果が期待される点にあると言える。

2) CSRの背景

日本においてCSRが拡大した背景には、いくつかの要因が考えられる。本項では、これらの要因を外的要因と内的要因に分類し、考察することとする。

まず、外的要因には、第1に企業規模の拡大による利害関係者の多様化があげられる。個人商店であれば活動範囲が限定されており、その影響力は小さいため利害関係者は比較的少ないと考えられる。しかし、大企業になると、原料の調達や製造過程、販売、そして廃棄までのサプライチェーンを考慮すると、その影響力は大きくなり、その分だけ利害関係者の範囲も拡大する。現在では、多国籍企業のような超巨大企業も存在しており、その影響力は非常に大きいものとなっているといえる。そして、このような企業の利害関係者は、株主や債権者、従業員、消費者の他にも地域住民など直接企業との関係が薄いところまで広がってきている。また、原料の調達から製品の廃棄までの長いサプライチェーンの間には、環境問題や人権問題、雇用問題など各利害関係者からの要求は広範に渡っている。株主や債権者といった従来型の利害関係者に対しては、利潤追求により責任を果たすことができるが、消費者や地域住民といった利害関係者に対しては十分に対応できていないという可能性がある。たとえば、地域住民であれば環境問題への対策や地域への貢献等の要求があり、消費者であれば製品の安全性や使いやすさの向上等の要求が考えられる。このような状況の中で、企業に社会的な責任を期待する声が高まり、CSRを求める潮流となっていくのである。環境省が行なった調査³によると、企業がCSRを意識する理由として、67.5%が「多様なステークホルダーとの信頼性確保」と回答していることから、企業が広い範囲で利害関係者との良好な関係を築くことを重要な課題と認識していることが分かる。

さらに、多様化した利害関係者の意識変化も企業のCSR活動に影響を及ぼ

3 環境省編「環境にやさしい企業行動調査」を参照のこと。

している。これまでの消費者の視点は、製品の質や価格面に注がれることが多かったが、近年、環境問題の深刻化などを背景に、いかに企業が環境対策を行っているのかが製品の評価に加えられるようになってきたのである。その結果、消費者が商品を選ぶ際に、企業がCSR活動を積極的に行っているかどうかが基準の一つに加えられることとなった。

第2には、社会的責任投資 (SRI : Socially Responsible Investment) の登場があげられる。SRIと従来の投資信託との大きな違いは、従来の投資信託は投資のための尺度として投資先企業の安定性や成長性などを判断材料としていたが、SRIは分析資料に財務情報だけでなく、その企業の業種や環境対策の状況、地域への貢献に関する情報などの非財務情報も企業評価に加味している点にある。SRIが非財務情報を分析資料に加味する背景には、財務情報だけでは認識が難しいCSR活動が企業価値に与える影響に注目しているからである。たとえば、環境活動を積極的に行なっている企業は、環境リスクを低く抑えられるため、将来的に企業価値が低下する可能性が低いと考えられている。また、社会的責任を果たしている企業に対しては、消費者や地域住民のイメージが高くなり、その結果として商品の購買活動に繋がる可能性も期待することができるからである。

このSRIは、現在は欧米を中心に運用されている。日米欧の2001年度におけるSRIファンド数は、日本が9本、欧州が280本、米国が181本⁴となっており、日本でのファンド数が欧米に比べると少なくなっているが、日興証券が日本で初めてのエコファンドを発売して以来、各社から様々なSRIファンドが発売され、注目を集めている。このようなSRIファンドの増加は、市場を通して企業に社会的責任を果たす圧力として働くことが予想される。そして、企業は環境問題や雇用問題等の社会的な取組みについて、その成果をCSR情報として開示することとなる。

そして、第3には、CSRに関する法規制やガイドライン等の公表があげられる。現在、CSR活動を行っている企業の多くは、環境報告書やCSR報告書などにより自社の活動内容を非財務情報として開示している。たとえば、

4 日米欧のSRIファンドの比較に関しては、谷本寛治著『CSR経営－企業の社会的責任とステークホルダー－』中央経済社、2004年を参照されたい。

環境報告書を利用して環境情報を開示している企業は、2001年度が579社、2003年度が743社、そして2005年度は933社となっており、年々増加していることが分かる⁵。また、これらの報告書の中で環境情報以外の社会・経済情報を掲載している企業は、2005年度が62.7%となっており、前年度よりも12.9ポイント上昇している。現在、日本企業の環境報告書などの作成に影響を与えているのが、環境省が公表している「環境報告書ガイドライン」とGRI (Global Reporting Initiative) が公表している「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」である。これらの組織のガイドラインは多くの企業で採用されているが、このようなスタンダードになりつつあるガイドラインの存在が企業にCSR活動を推進させる要因となっていると考えられる。

一方、法規制に関しては日本では1993年に施行された「環境基本法」がある。また、最近では、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）が2005年4月1日に施行されている。この法律により定められた特定事業者は毎年環境報告書を作成することが義務づけられることとなった。同法により環境報告書を作成する企業は、単に報告書だけを作成すればいいという訳ではなく、報告書に記載するような環境管理システムを構築する必要があるといえる。以上のように、CSRに関するガイドラインや法規制が企業がCSR活動を行なう一要因となっていると思われる。

一方、内的要因によるCSR拡大の背景には、近年、頻発している企業不祥事をあげることができる。世界では、エンロンやワールドコムによる不祥事が記憶に新しいが、日本でも大手自動車会社によるリコール隠しや食品会社による賞味期限切れの製品の再販売事件など不祥事が頻発している。このような事件が発生すると、投資家や消費者などの利害関係者からの評価が下がり、その結果、企業は業績を大きく落とし、最悪のケースでは倒産してしまうこともある。また、このような不祥事は、企業の規模が大きくなればなるほど利害関係者への影響も大きくなるため、大企業によるこのような事件は

5 環境省編「環境にやさしい企業行動調査」を参照のこと。

社会に大きな影響を与えてしまう危険性がある。このような状況の中で、企業に社会的責任(CSR)を求める声が高まることとなったのである。さらに企業は、社会的な責任を果たすために、法律に違反する不正行為を止めるだけでなく、その先の慈善的な行為も求められるようになってきた。

企業に社会的責任を求める声は欧米を中心に発展したが、最近では日本でも注目されるようになってきた。日本国内でも企業のCSRが注目されることで、企業は自らのCSR活動の結果を環境報告書やCSR報告書などを利用して情報開示するようになった。そして、CSR活動の結果を開示する効果として、不祥事を起こしてしまった企業は利害関係者の信頼回復への取組みとして、また不祥事を起こしていない企業も、情報開示により信頼性の高い企業へと成長することが期待できる。CSR活動によって新たな企業価値を創造することが可能となるのである。

つまり、CSRへの取り組みは、競争力の強化やイメージアップ、各種利害関係者との良好な関係構築、社会責任投資(SRI: Social Responsibility Investment)を利用した資金対策に貢献することが期待されている。また、加えて環境対策など事前の対策により、事故や訴訟などを減少させるだけでなく、実際に事故が起こってしまった際の支出も大幅に減らす事も可能性もある。

3. CSR思想への批判

CSRについては、上記のような効果が期待される一方で、CSRに批判的な指摘もされている。たとえば、日本の高度経済成長期における公害問題の事例からも分かるように、エコロジーとエコノミーは両立しないと考えられていたことが挙げられる。汚染防止あるいは浄化のためのコストの増加は、製品原価を押し上げ競争力の低下に繋がると考えられてきたのである。環境問題を含めたCSR活動と企業収益との間には、抜け去りがたいトレードオフの関係があるという指摘も少なくなかった。

また、フリードマン(Milton Friedman)は、企業の社会貢献活動について、市場経済を根本的に誤解した主張で、市場経済において企業が負うべき社会的責任は、公正かつ自由でオープンな競争を行うというルールを守り、資源

を有効活用して利潤追求のための事業活動に専念する事であると指摘している。そして、これが企業に求められる唯一の社会的責任であり、経営者が株主利益の最大化以外の社会的責任を引き受ける傾向が強まることは、自由社会にとって危険な状態であるとしている(フリードマン、2008年)。

このフリードマンの主張については、CSR反対派の中心的主張者として取りあげられる事が多いが、本主張の矛先は主にフィランソロピーのような一方的な慈善活動に向けられた物で、必ずしも今日のCSRには当たるものではないと考えられる。CSRに配慮した経営は、健全な社会を作りだし、結果的に健全な社会が健全な企業経営をサポートすることになるからである。エコロジーとエコノミーの両立の問題については、マイケル・E・ポーターは、政府の規制とそれに対応しようとする企業行動が新しい技術を生み出し、収益性を向上させることが出来ると指摘している。

しかし、一方でポーターは今日のCSR思想について、CSRを推進する際の裏付けとなっている持続可能性などの概念に正当性が乏しいことが問題であると指摘している(Michael E. Porter, Mark R. Kramer, 村井邦訳、2008)。二人は現在のCSR概念を支える論拠として、「道徳的義務」と「持続可能性」、「事業継続の資格」、「企業の評判」の4つを挙げている。

まず、「道徳的義務」は、企業は善良な市民としてCSRに取り組み義務があるという視点だが、いくつかの社会的便益を費用対効果で測定する際にどのような評価基準によって道徳的に分析すべきなのか意志決定は非常に難しいと言える。

次に「持続可能性」は、ブルントラント委員会が出した声明で、将来世代のニーズを損なわない範囲で現在も成長を続けるというCSRには欠かせない概念であるが、「持続可能性」という概念は非常に曖昧であり、倫理的に正しくても、環境問題という長期的な視点で企業経営の短期的なコスト計算の判断基準には向いていないという問題がある。

「事業継続の資格」については、企業は必ず利害関係者との理解を深め企業活動を行う必要があることを意味しているが、製造業など周辺領域に影響を及ぼす可能性の高い産業では積極的に議論される内容である。ここでの指摘は、健全な企業経営が健全な社会を作り、また健全な社会が企業を育てる

という事実は認識しつつも、全ての利害関係者からの要求が必ずしも企業や社会にとって重要な論点ではないということである。しかも、一部の利害関係者への対応の手段としてCSRが利用されているとしたら、それは単なる広告宣伝の意味しか持たないことになる。

CSRに取り組む理由の中で、最後の「企業の評判」については、非常に分かりやすい理由であると思われる。環境問題の深刻化などの影響から環境問題に積極的に取り組んでいる企業のイメージは悪くはないはずである。また、SRIなどの登場で資金コストが低下しているとの見方もある。しかし、ここでのPorterとKramerの指摘は、評判を気にする企業は社外の誰かを満足させたいという気持ちからCSRに取り組んでいる可能性があり、特に環境への悪影響が予想される製造業などはCSRを事故が起こった際の単なる保険とでしか見ていないという。普段からCSR活動を行っておくことで評判が良くなり、万が一事故が起こった際にも大きく評判が下がる事がないとの見方で、CSRを単なる広告宣伝の手段とでしか見ていない危険性があると指摘している。

そして、CSRの論拠である4つの視点の共通の弱点として「企業と社会の関係の捉え方」を挙げている。つまり、健全な企業経営が健全な社会を作り、また健全な社会が企業を育てることになるのにも関わらず、これらの視点は企業と社会の共存関係ではなく、対立関係に注目しているのである。ここで引用したPorterとKramerの指摘は、CSR活動を否定的に捉えた少し強引な面もあるが、現在のCSRを議論する上で欠かせない論拠について鋭く問題提起している。

現在のCSRで問題なのは、PorterとKramerが指摘するように、企業は利害関係者に対してどこまで対応する必要があるのか、という事である。この点について、ドラッカーは、「社会的責任と権限」の關係に注目し、企業の社会的責任の限界について、次のように指摘している。社会的な「責任」と「権限」は表裏一体で権限がなければ、責任を引き受けるかどうか慎重に検討しなければならないとしている。もし、社会的責任が組織体が社会へ与えた影響から発生した場合には、責任の発生は当然のものとして考えられるが、その際には収益をあげうる事業機会に転換をすることが重要としている。そし

て、事業化できない場合には、同一産業内の規制する立法化を検討する必要があるとしている。

一方で、社会自体の問題から発生している場合には、経営者の責任は、企業の健全性維持であり、健全な企業と病気の社会とは両立し得ないし、社会の健全性は企業が成功し成長するための必要条件であるため、適切に対処する必要があるとしている。しかしながら、この責任を取ることによって健全な企業経営が阻害されたり、能力を超えた領域であったり、あるいは責任を引き受けることにより不当な権限を手に入れることになるとしたら、その責任は引き受けるべきではないとしている(ドラッカー、2007)。

4. CSRの拡大

前項で考察したように、これまでの社会的責任に関する議論の多くは、フィランソपी的な慈善事業やエコロジーとエコノミーの対立といった企業活動の一部分に焦点を絞ったものが多くみられた。しかし、CSRには、競争力の強化やイメージアップ、各種利害関係者との良好な関係構築、SRIを利用した資金対策などの効果が期待されることから、現在ではCSR思想そのものに対する批判はあまり見られない。しかし、企業活動のグローバル化に伴う利害関係者の拡大により、社会的に責任に対するニーズが多様化したことなどから活動内容については、時間とともに変化してきている。

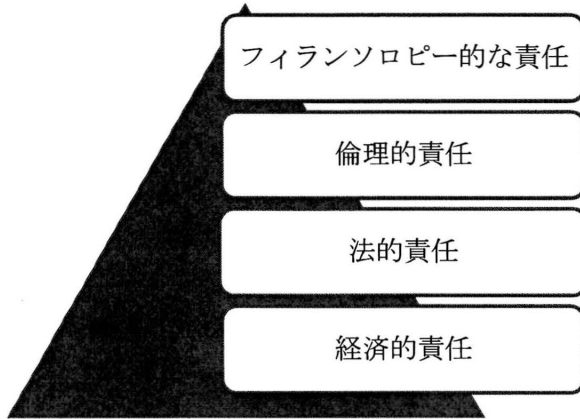
たとえば、GRI⁶(Global Reporting Initiative)の「経済・社会・環境」に代表されるような総合的な視点に移行しているため、CSR思想に批判的な議論に見られたトレードオフのような関係は意味を持たなくなっている。つまり、企業にとっては利益をあげることも大切である一方で、高品質の製品の販売や雇用の創出、税金の支払いに加え、フィランソपी的な活動も重要であるとの見方が主流となってきているのである。

このような拡大されたCSRについては、前項で考察したような批判論も全

6 GRIはCERES (Coalition for Environmental Responsible Economies)「環境に責任を持つ経済のための連合」や国連環境計画 (UNEP) などが中心となって立ち上げた非政府組織で、2006年に第3版のガイドライン(G3)を公表した。GRIガイドラインは、持続可能性実現のためには経済・環境・社会的側面から企業経営にアプローチする必要があるとの認識から、経済・環境・社会の3要素(トリプル・ボトム・ライン)を含んだ報告書の作成を求めているのが特徴となっている。

て考慮した上で、キャロルの提唱する「CSRピラミッド」で表すことが出来る(図表1)。

図表1 CSRピラミッド



(出典：Carroll & Buchholtz 2011)

CSRピラミッドは、社会的責任を項目別に重要度に合わせて組み立てた物で、一番基礎となる企業の社会的責任はフリードマンが指摘する「経済的責任」となる。企業の目的である利益をあげることで、投資家への配分を確保し、企業そのものを存続させることを指している。そして、構造的には経済的責任の上に「法的責任」、「倫理的責任」があり、一番上部に「フィランソロピー的な責任」がある。これらの4つの責任は、相互に対立するものではなく、ピラミッド全体を一つのCSR思想として捉えていることが特徴で、現代のCSR活動を象徴する体系として理解される。

2006年には国連責任投資原則⁷(PRI: Principles for Responsible Investment)が公表され、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)領域がポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすという推測のもと、長期的な収益の向上だけでなく機関投資家の運用目的を広範な社会の理想に近づける事を目的に世界に呼びかけている。ただし、環境・

7 国連社会責任投資は、2005年にコフィ・アナンが提唱した概念で、世界12カ国から20の機関投資家が原則策定のため参加した。詳細については、PRIを参照のこと。

社会・ガバナンスのそれぞれの要素をどのようにポートフォリオに組み込んでいくのかなどの課題は残されている。

CSRの次の展開として提唱されているのが、ポーターの「共有価値の創造」(CSV: Creative Shared Value)である。ポーターはこれまでのフィランソロピー的なCSRに批判的で、本業を活かしたCSR活動や戦略的CSRを提唱していた。そして、新しいCSRの概念としてCSVの有用性を指摘している。CSVは、企業の利益と社会の利益を共有し、両者に価値を生み出す取り組みとして注目されている。日本でも東日本大震災の際に、企業が被災地にアプローチする際に、本業の中でどのような活動が出来るのかを真剣に議論した事からCSVが注目を集めることとなった。このようにCSRからCSVへの変化は、これまでの企業と利害関係者を対立から共存へと変化させた。

5. おわりに

本稿では、ドラッカーやポーターの指摘を基に、企業の社会的責任の本質について考察した。ドラッカーは、企業の本質と目的が、経営的な業績や組織の構造そのものではなく、企業と社会との関係にあるとして、「第一に事業体としての機能を果たしつつ、第二に社会の信条と約束の実現に貢献し、第三に社会の安定と存続に寄与しなければならない」としている。しかし、全面的にCSR概念を受け入れている訳ではなく、責任と権限の関係が重要であり、権限が企業の能力や機能を超える場合においては、責任を引き受けるかどうかを慎重に検討する必要があると結論付けている。

また、CSR否定論のフリードマンは、企業の最大の社会的責任は株主利益の最大化であり、その他の社会的責任はないとしている。しかし、今日のCSR活動は健全な社会を作り上げ、その結果企業を成長させる可能性を秘めているため、CSR活動が企業価値を高めることを考えると、必ずしもフリードマンの指摘は正しくないと思われる。

しかし、ポーターが指摘するように、今日のCSRは論拠に乏しい面もある。その結果、CSRへの誤解から効果の低いCSR活動へ投資したり、あるいは企業の社会的組織としての役割を勘違いしてしまったことで企業不祥事にまで発展してしまうケースもある。このようなケースを防ぐためには、企業の本

来の事業活動から利害関係者との接点を探り、CSR活動に展開していくことが重要であるということが明らかとなった。

本稿で考察したCSRは、60年代以降ブームになりながらも、その後の経済や社会情勢によって浮き沈みが激しかった。現代の社会は、環境問題や人権問題など様々な問題を抱えているが、企業のCSR活動がこれらの問題を解決に導く可能性を秘めていることから、これからのCSR活動の充実に期待したい。

<参考文献>

- ・足立辰雄・所伸之編著『サステナビリティと経営学』ミネルヴァ書房、2009年
- ・アルチュール＝ブラウンシュヴァイク・ルディー＝ミュラー＝ヴェンク著、宮崎修行訳『企業のエコバランス～環境会計の理論と実践～』白桃書房、1997年
- ・飯田修三・山上達人編著『現代会計とグリーン・アカウンタビリティ～環境会計の理論と展開～』森山書店、1998年
- ・井口伸・照屋行雄著『財務会計原理』東京経済情報出版、1999年
- ・岩井克人著『会社はだれのものか』平凡社、2005年
- ・内田宏樹著「CSRとは」『サステナビリティと本質的CSR』三和書籍、2009年
- ・カナダ勅許会計士協会著、グリーンリポーティング・フォーラム訳『環境パフォーマンス報告』中央経済社、1997年
- ・カナダ勅許会計士協会著、平松一夫・谷口智香訳『環境会計：環境コストと環境負債』東京経済出版、1999年
- ・河野正男著『生態会計論』森山書店、1998年
- ・環境省編『環境会計ガイドブックⅡ』2001年
- ・環境省編『環境会計ガイドライン』2002年
- ・環境省編『環境にやさしい企業行動調査』環境省、2010年
- ・環境省編『環境報告書ガイドライン』2000年、2003年
- ・國島弘行・重本直利・山崎敏夫編著『社会と企業の経営学』ミネルヴァ書房、

2009年

- ・ KPMGセンチュリー 審査機構『環境会計』東洋経済新報社、2001年
- ・ 国立天文台編『環境年表』丸善、2009年
- ・ 阪知香著『環境会計論』東京経済情報出版、2001年
- ・ 鈴木裕・横塚仁士著「欧州の社会的責任投資(SRI)市場が拡大」『ESGレポート集』大和総研、2010年
- ・ 中村洋一著『SNA統計入門』日本経済新聞社、1999年
- ・ マイケル・E・ポーター、マーク・R・クラマー(村井裕訳)「競争優位のCSR戦略」『ハーバード・ビジネスレビュー』ダイヤモンド社、2008年(原書はMichael E. Porter, Mark R. Kramer, “*Strategy and Society*”)
- ・ ミルトン・フリードマン(村井章子訳)『資本主義と自由』日経BP社、2008年(原書はMilton Friedman, “*Capitalism and Freedom*”)
- ・ ワールドウォッチ研究所編『地球白書』ワールドウォッチジャパン、2010年
- ・ ルディー＝ミュラー＝ヴェンク著、宮崎修行訳『環境指向経営のためのエコロジカル・アカウンティング』中央経済社、1994年
- ・ Archie B. Carroll, Ann K. Buchholtz “*Business & Society*” Thomson South-Western 2011
- ・ Canadian Institute of Chartered Accountants, *Environmental Costs and Liabilities: Accounting and Financial Reporting Issues, 1993.* (平松一夫・谷口智香訳『環境会計－環境コストと環境負債－』東京経済情報出版、1995年。)
- ・ Marty Freeman, Bikki Jaggi, *Sustainability, Environmental Performance and Disclosures (Advances in Environmental Accounting & Management)*, Emerald Publishing Group,2010